

R7.10 水道工事共通仕様書_共通仕様書編_新旧対照表

現行										改定										備考
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文			
						---			1	1	1	4			ワンデーレス ポンス	1-1-1-4	「ワンデーレスpons」とは、受発注者からの協議等に対し、24時間以内に回答(期間内での回答が難しい場合は、回答期限を回答する。ただし土日等の休日は期間から除外する。)することをいう。受発注者は、ワンデーレスponsに努めるものとする。		条文の追加	
						---			1	1	1	5			ワークリー スタンス	1-1-1-5	1-1-1-5 ウォークリースタンス 「ウォークリースタンス」とは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。受発注者は、ウォークリースタンスの実施に努めるものとし、実施に当たっては、次の事項について、協力・共働して取り組むこと。 1.時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する事項 [1] 勤務時間外の打合せの設定は行わない。 [2] 施工時間外の立会の設定は行わない。 [3] 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。 2.土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する事項 [1] 金曜日(休日前)に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日(休日明け)を期限日としない。 3.受発注者間のパートナーシップの的確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する事項 [1] ワンデーレスponsに努める。 [2] 不必要な資料は求めない、提出しない。 [3] 現地状況が異なる場合等は、受注者と遅滞なく協議・調整する。協議などに当たっては、現地、WEB会議等により効率化を図る。 [4] 「工事一時中止ガイドライン」に則り、適切な措置を執る。 [5] 「広島市水道局建設工事設計変更ガイドライン」に則り、適切な措置を執る。		条文の追加	
1	1	1	7	1	1	コリンズ (CORINS)への登録	1-1-1-7	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した、「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。	1	1	1	9	1	1	コリンズ (CORINS)への登録	1-1-1-9	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績データを作成し、発注機関確認担当者情報を入力した「事前確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、コリンズに登録をしなければならない。		条文の変更	
1	1	1	7	1	3	コリンズ (CORINS)への登録	1-1-1-7	また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。	1	1	1	9	1	3	コリンズ (CORINS)への登録	1-1-1-9	また、コリンズが発行する「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。		条文の変更	
1	1	1	7	1	4	コリンズ (CORINS)への登録	1-1-1-7	なお、変更時と完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。	1	1	1	9	1	4	コリンズ (CORINS)への登録	1-1-1-9	なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。		条文の変更	

現行							改定							備考				
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	
1	1	1	7	1			1-1-1-7		1	1	1	9	1	6	[3]	1-1-1-9	受注者は、コリンズから送信される、確認年月日を明記した「登録のための確認のお願い(監督員が登録内容を承諾した旨のメール)」を確認し速やかに、コリンズへ登録する。	条文の追加
1	1	1	7	1	6		1-1-1-7	受注者は、「 登録のための確認のお願い 」及び「 登録内容確認書 」については次のとおり対応する。	1	1	1	9	1	6		1-1-1-9	受注者は、 登録作業及び内容確認 については次のとおり対応する。	条文の変更
1	1	1	7	1	6	[1]	1-1-1-7	受注者は、「 登録のための確認のお願い 」の作成後、コリンズ上で「 メール送信による提出 」を選択する。	1	1	1	9	1	6	[1]	1-1-1-9	受注者は、 工事実績データの作成及び発注機関確認担当者情報の入力 後、コリンズ上で「 メール送信で提出 」を選択する。	条文の変更
1	1	1	7	1	6	[2]	1-1-1-7	受注者は、[1]によりメール送信された「 登録のためのお願い 」について監督員から確認を受ける。	1	1	1	9	1	6	[2]	1-1-1-9	受注者は、[1]によりメール送信された「 事前確認のお願い 」について監督員の確認を受ける。	条文の変更
1	1	1	12	1		施工体制台帳	1-1-1-12	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 なお、施工体制台帳等は、原則、紙で提出するものとする。	1	1	1	14	1		施工体制台帳	1-1-1-14	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	取扱いの見直し
1	1	1	20	2		建設副産物	1-1-1-20	受注者は、建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写し、 処理業者の産業廃棄物処理許可証 の写し、 運搬を委託した場合は、産業廃棄物収集運搬許可証 の写しを工事現場から搬出する前に監督員に提出しなければならない。	1	1	1	22	2		建設副産物	1-1-1-22	受注者は、建設副産物の処理及び運搬を委託した場合は、委託契約書の原本、 産業廃棄物処理許可証 の写し及び 産業廃棄物収集運搬許可証 の写しを工事現場から搬出する前に監督員に提示しなければならない。	仕様書読み替えを反映
1	1	1	20	3		3.マニフェスト	1-1-1-20	受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は搬入伝票等、産業廃棄物は「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 」(平成27年7月17日法律第58号)に基づき、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、産業廃棄物管理票等の原本を監督員に提示しなければならない。 また、必要に応じて、追跡調査(運搬経路の写真管理等)等による処理確認をしなければならない。	1	1	1	22	3		3.マニフェスト	1-1-1-22	受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は搬入伝票等、産業廃棄物は「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 」(平成27年7月17日法律第58号)に基づき、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、産業廃棄物管理票等の原本を監督員に提示しなければならない。	取扱いの見直し
1	1	1	20	5			1-1-1-20	また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	22	5			1-1-1-22	また、受注者は、法令等に基づき、 工事現場において 再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正
							----		1	1	1	22	6		6.受領書の交付	1-1-1-22	受注者は、 土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	条文の追加
1	1	1	20	6			1-1-1-20	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	22	7			1-1-1-22	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正

現行								改定								備考				
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文		編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文		
						---				1	1	1	22	8		8.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等	1-1-1-22	受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	条文の追加	
						---				1	1	1	22	9		9.建設発生土の運搬を行う者に対する通知	1-1-1-22	受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとすることは、「7.再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「8.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	条文の追加	
						---				1	1	1	22	10		10.建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等	1-1-1-22	受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があつた場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	条文の追加	
1	1	1	27	9		9.工事情報共有化	1-1-1-27	また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム(ASP)を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。		1	1	1	29	9		9.工事情報共有化	1-1-1-29	また、情報を交換・共有するに当たっては、工事情報共有システム(ASP)を活用することとし、最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。	発行に伴う修正	
1	1	1	28			履行報告	1-1-1-28	受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書及び工事日報を発注者に提出しなければならない。		1	1	1	30			履行報告	1-1-1-30	受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書及び工事日報を発注者に提出しなければならない。ただし、工事日報については、監督員と協議の上、工事週報とすることができる。	仕様書読み替えを反映	
1	1	1	30	1		1.安全指針等の遵守	1-1-1-30	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。		1	1	1	32	1		1.安全指針等の遵守	1-1-1-32	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(一社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(一社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(一社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	発行に伴う修正	

現行							改定							備考				
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	
1	1	1	30	23	(1)	23.建設工事における公益占用物件等への事故防止対策	1-1-1-30	受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として所定の様式で提出すること。また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。 なお、「事前調査結果報告書」は特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内に提出すること。 また、「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに提出すること	1	1	1	32	23	(1)	23.建設工事における公益占用物件等への事故防止対策	1-1-1-32	受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占用物件等の事前調査を実施し公益占用物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として所定の様式で提出すること。 また、事前調査とは、公益占用物件所有者等※の担当者と公益占用物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。 なお、「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに提出すること。	条文の変更
1	1	1	34	6		6.排出ガス対策型建設機械	1-1-1-34	受注者は、トンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める 表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設 機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂 平成28年8月30日付国総環第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用 排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	36	6		6.排出ガス対策型建設機械	1-1-1-36	受注者は、トンネル坑内作業において表1-3に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める 表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設 機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂 平成28年8月30日付国総環第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用 排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合
1	1	1	36	5		5.交通安全法令の遵守	1-1-1-36	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	38	5		5.交通安全法令の遵守	1-1-1-38	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防利205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定に伴う

現行								改定								備考							
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文				編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文			
1	1	1	36	14		14.通行許可等	1-1-1-36	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるとときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路的回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和4年1月改正政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正法律第32号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	38	14					1-1-1-38	受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令(令和3年7月改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるとときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路的回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正政令第272号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年6月改正法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定に伴う			
1	1	1	36	16		16.資格要件	1-1-1-36		1	1	1	38	16				1-1-1-38	また、交通誘導警備検定合格者の配置を求められる場合は、あらかじめ合格証の写しを監督員に提出し、業務中は合格証を携帯し、監督員から請求があった際には提示すること。	条文の追加				
1	1	1	38	1	1	(1)	1-1-1-38	地方自治法(令和4年4月改正法律第34号)	1	1	1	40	1	1	(1)	1-1-1-40	地方自治法(令和6年6月改正法律第65号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	10	(10)	1-1-1-38	健康保険法(令和3年6月改正法律第66号)	1	1	1	40	1	10	(10)	1-1-1-40	健康保険法(令和6年6月改正法律第47号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	11	(11)	1-1-1-38	中小企業退職金共済法(令和2年6月改正法律第40号)	1	1	1	40	1	11	(11)	1-1-1-40	中小企業退職金共済法(令和4年6月改正法律第68号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	12	(12)	1-1-1-38	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和4年3月改正法律第12号)	1	1	1	40	1	12	(12)	1-1-1-40	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和6年5月改正法律第26号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	13	(13)	1-1-1-38	出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正法律第69号)	1	1	1	40	1	13	(13)	1-1-1-40	出入国管理及び難民認定法(令和5年12月改正法律第84号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	14	(14)	1-1-1-38	道路法(令和3年3月改正法律第9号)	1	1	1	40	1	14	(14)	1-1-1-40	道路法(令和5年5月改正法律第34号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	15	(15)	1-1-1-38	道路交通法(令和4年4月改正法律第32号)	1	1	1	40	1	15	(15)	1-1-1-40	道路交通法(令和5年6月改正法律第56号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	16	(16)	1-1-1-38	道路運送法(令和2年6月改正法律第36号)	1	1	1	40	1	16	(16)	1-1-1-40	道路運送法(令和5年4月改正法律第18号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	17	(17)	1-1-1-38	道路運送車両法(令和4年3月改正法律第4号)	1	1	1	40	1	17	(17)	1-1-1-40	道路運送車両法(令和5年6月改正法律第63号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	18	(18)	1-1-1-38	砂防法(平成25年11月改正法律第76号)	1	1	1	40	1	18	(18)	1-1-1-40	砂防法(令和4年6月改正法律第68号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	19	(19)	1-1-1-38	地すべり等防止法(平成29年6月改正法律第45号)	1	1	1	40	1	19	(19)	1-1-1-40	地すべり等防止法(令和5年5月改正法律第34号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	2	(2)	1-1-1-38	建設業法(令和3年5月改正法律第48号)	1	1	1	40	1	2	(2)	1-1-1-40	建設業法(令和6年6月改正法律第49号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	4	(4)	1-1-1-38	労働基準法(令和2年3月改正法律第14号)	1	1	1	40	1	4	(4)	1-1-1-40	労働基準法(令和6年5月改正法律第42号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	5	(5)	1-1-1-38	労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	40	1	5	(5)	1-1-1-40	労働安全衛生法(令和4年6月改正法律第68号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	6	(6)	1-1-1-38	作業環境測定法(令和元年6月改正法律第37号)	1	1	1	40	1	6	(6)	1-1-1-40	作業環境測定法(令和4年6月改正法律第68号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	8	(8)	1-1-1-38	雇用保険法(令和4年3月改正法律第12号)	1	1	1	40	1	8	(8)	1-1-1-40	雇用保険法(令和6年6月改正法律第47号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	9	(9)	1-1-1-38	労働者災害補償保険法(令和2年6月改正法律第40号)	1	1	1	40	1	9	(9)	1-1-1-40	労働者災害補償保険法(令和4年6月改正法律第68号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	20	(20)	1-1-1-38	河川法(令和3年5月改正法律第31号)	1	1	1	40	1	20	(20)	1-1-1-40	河川法(令和5年5月改正法律第34号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	21	(21)	1-1-1-38	海岸法(平成30年12月改正法律第95号)	1	1	1	40	1	21	(21)	1-1-1-40	海岸法(令和5年5月改正法律第34号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	22	(22)	1-1-1-38	港湾法(令和4年3月改正法律第7号)	1	1	1	40	1	22	(22)	1-1-1-40	港湾法(令和4年11月改正法律第87号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	23	(23)	1-1-1-38	港則法(令和3年6月改正法律第53号)	1	1	1	40	1	23	(23)	1-1-1-40	港則法(令和4年6月改正法律第68号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	24	(24)	1-1-1-38	漁港漁場整備法(平成30年12月改正法律第95号)	1	1	1	40	1	24	(24)	1-1-1-40	漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和5年5月改正法律第34号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	25	(25)	1-1-1-38	下水道法(令和4年5月改正法律第44号)	1	1	1	40	1	25	(25)	1-1-1-40	下水道法(令和4年6月改正法律第68号)	諸法令の改定に伴う					
1	1	1	38	1	26	(26)	1-1-1-38	航空法(令和4年6月改正法律第62号)	1	1	1	40	1	26	(26)	1-1-1-40	航空法(令和5年6月改正法律第63号)	諸法令の改定に伴う					

現行							改定							備考				
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	
1	1	1	38	1	27	(27)	1-1-1-38	公有水面埋立法(平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)	1	1	1	40	1	27	(27)	1-1-1-40	公有水面埋立法(令和 6 年 6 月改正 法律第 52 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	29	(29)	1-1-1-38	森林法(令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)	1	1	1	40	1	29	(29)	1-1-1-40	森林法(令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	31	(31)	1-1-1-38	火薬類取締法(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	1	1	1	40	1	31	(31)	1-1-1-40	火薬類取締法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	32	(32)	1-1-1-38	大気汚染防止法(令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号)	1	1	1	40	1	32	(32)	1-1-1-40	大気汚染防止法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	33	(33)	1-1-1-38	騒音規制法(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	1	1	1	40	1	33	(33)	1-1-1-40	騒音規制法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	34	(34)	1-1-1-38	水質汚濁防止法(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	1	1	1	40	1	34	(34)	1-1-1-40	水質汚濁防止法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	35	(35)	1-1-1-38	湖沼水質保全特別措置法(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	1	1	1	40	1	35	(35)	1-1-1-40	湖沼水質保全特別措置法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	36	(36)	1-1-1-38	振動規制法(平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	1	1	1	40	1	36	(36)	1-1-1-40	振動規制法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	37	(37)	1-1-1-38	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	1	1	1	40	1	37	(37)	1-1-1-40	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	38	(38)	1-1-1-38	文化財保護法(令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号)	1	1	1	40	1	38	(38)	1-1-1-40	文化財保護法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	39	(39)	1-1-1-38	砂利採取法(平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)	1	1	1	40	1	39	(39)	1-1-1-40	砂利採取法(令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	40	(40)	1-1-1-38	電気事業法(令和 4 年 6 月改正 法律第 74 号)	1	1	1	40	1	40	(40)	1-1-1-40	電気事業法(令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	41	(41)	1-1-1-38	消防法(令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号)	1	1	1	40	1	41	(41)	1-1-1-40	消防法(令和 5 年 6 月改正 法律第 58 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	42	(42)	1-1-1-38	測量法(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	1	1	1	40	1	42	(42)	1-1-1-40	測量法(令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	43	(43)	1-1-1-38	建築基準法(令和 4 年 5 月改正 法律第 55 号)	1	1	1	40	1	43	(43)	1-1-1-40	建築基準法(令和 6 年 6 月改正 法律第 53 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	44	(44)	1-1-1-38	都市公園法(平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)	1	1	1	40	1	44	(44)	1-1-1-40	都市公園法(令和 6 年 5 月改正 法律第 40 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	45	(45)	1-1-1-38	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	1	1	1	40	1	45	(45)	1-1-1-40	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	46	(46)	1-1-1-38	土壤汚染対策法(平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)	1	1	1	40	1	46	(46)	1-1-1-40	土壤汚染対策法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	48	(48)	1-1-1-38	海上交通安全法(令和 3 年 6 月改正 法律第 53 号)	1	1	1	40	1	48	(48)	1-1-1-40	海上交通安全法(令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	50	(50)	1-1-1-38	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	1	1	1	40	1	50	(50)	1-1-1-40	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(令和 6 年 5 月改正 法律第 38 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	51	(51)	1-1-1-38	船員法(令和 3 年 6 月改正 法律第 75 号)	1	1	1	40	1	51	(51)	1-1-1-40	船員法(令和 6 年 5 月改正 法律第 42 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	52	(52)	1-1-1-38	船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)	1	1	1	40	1	52	(52)	1-1-1-40	船舶職員及び小型船舶操縦者法(令和 5 年 5 月改正 法律第 24 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	53	(53)	1-1-1-38	船舶安全法(令和 3 年 5 月改正 法律第 43 号)	1	1	1	40	1	53	(53)	1-1-1-40	船舶安全法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	54	(54)	1-1-1-38	自然環境保全法(平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)	1	1	1	40	1	54	(54)	1-1-1-40	自然環境保全法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	55	(55)	1-1-1-38	自然公園法(令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号)	1	1	1	40	1	55	(55)	1-1-1-40	自然公園法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	56	(56)	1-1-1-38	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和 3 年 5 月改正 法律第 37 号)	1	1	1	40	1	56	(56)	1-1-1-40	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	59	(59)	1-1-1-38	技術士法(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)	1	1	1	40	1	59	(59)	1-1-1-40	技術士法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	60	(60)	1-1-1-38	漁業法(令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号)	1	1	1	40	1	60	(60)	1-1-1-40	漁業法(令和 6 年 6 月改正 法律第 66 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	61	(61)	1-1-1-38	空港法(令和 4 年 6 月改正 法律第 62 号)	1	1	1	40	1	61	(61)	1-1-1-40	空港法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	62	(62)	1-1-1-38	計量法(平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)	1	1	1	40	1	62	(62)	1-1-1-40	計量法(令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号)	諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	63	(63)	1-1-1-38	厚生年金保険法(令和 3 年 6 月改正 法律第 66 号)	1	1	1	40	1	63	(63)	1-1-1-40	厚生年金保険法(令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)	諸法令の改定に伴う

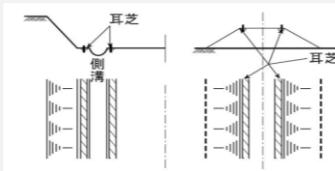
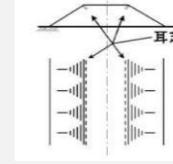
現行							改定							備考								
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文			編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文			
1	1	1	38	1	64	(64)	1-1-1-38	航路標識法(令和3年6月改正法律第53号)			1	1	1	40	1	64	(64)	1-1-1-40	航路標識法(令和4年6月改正法律第68号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	66	(66)	1-1-1-38	最低賃金法(平成24年4月改正法律第27号)			1	1	1	40	1	66	(66)	1-1-1-40	最低賃金法(令和4年6月改正法律第68号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	67	(67)	1-1-1-38	職業安定法(令和4年3月改正法律第12号)			1	1	1	40	1	67	(67)	1-1-1-40	職業安定法(令和4年6月改正法律第68号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	68	(68)	1-1-1-38	所得税法(令和4年6月改正法律第71号)			1	1	1	40	1	68	(68)	1-1-1-40	所得税法(令和6年5月改正法律第26号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	69	(69)	1-1-1-38	水産資源保護法(平成30年12月改正法律第95号)			1	1	1	40	1	69	(69)	1-1-1-40	水産資源保護法(令和4年6月改正法律第68号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	70	(70)	1-1-1-38	船員保険法(令和3年6月改正法律第66号)			1	1	1	40	1	70	(70)	1-1-1-40	船員保険法(令和6年6月改正法律第47号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	71	(71)	1-1-1-38	著作権法(令和3年6月改正法律第52号)			1	1	1	40	1	71	(71)	1-1-1-40	著作権法(令和6年6月改正法律第55号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	72	(72)	1-1-1-38	電波法(令和4年6月改正法律第70号)			1	1	1	40	1	72	(72)	1-1-1-40	電波法(令和5年12月改正法律第87号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	73	(73)	1-1-1-38	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和4年4月改正法律第32号)			1	1	1	40	1	73	(73)	1-1-1-40	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(令和4年6月改正法律第68号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	74	(74)	1-1-1-38	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正法律第12号)			1	1	1	40	1	74	(74)	1-1-1-40	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和6年6月改正法律第47号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	75	(75)	1-1-1-38	農薬取締法(令和元年12月改正法律第62号)			1	1	1	40	1	75	(75)	1-1-1-40	農薬取締法(令和5年5月改正法律第36号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	76	(76)	1-1-1-38	毒物及び劇物取締法(平成30年6月改正法律第66号)			1	1	1	40	1	76	(76)	1-1-1-40	毒物及び劇物取締法(令和5年5月改正法律第36号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	77	(77)	1-1-1-38	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)			1	1	1	40	1	77	(77)	1-1-1-40	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和4年6月改正法律第68号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	78	(78)	1-1-1-38	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和元年6月改正法律第35号)			1	1	1	40	1	78	(78)	1-1-1-40	公共工事の品質確保の促進に関する法律(令和6年6月改正法律第54号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	79	(79)	1-1-1-38	警備業法(令和元年6月改正法律第37号)			1	1	1	40	1	79	(79)	1-1-1-40	警備業法(令和5年6月改正法律第63号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	80	(80)	1-1-1-38	個人情報の保護に関する法律(令和4年5月改正法律第54号)			1	1	1	40	1	80	(80)	1-1-1-40	個人情報の保護に関する法律(令和5年11月改正法律第79号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	81	(81)	1-1-1-38	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和2年6月改正法律第42号)			1	1	1	40	1	81	(81)	1-1-1-40	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和6年6月改正法律第53号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	82	(82)	1-1-1-38	都市計画法(令和3年5月改正法律第31号)			1	1	1	40	1	82	(82)	1-1-1-40	都市計画法(令和6年5月改正法律第40号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	83	(83)	1-1-1-38	特許法(令和3年5月改正法律第42号)			1	1	1	40	1	83	(83)	1-1-1-40	特許法(令和5年6月改正法律第51号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	84	(84)	1-1-1-38	採石法(平成30年5月改正法律第23号)			1	1	1	40	1	84	(84)	1-1-1-40	採石法(令和5年6月改正法律第63号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	85	(85)	1-1-1-38	宅地造成等規制法(平成26年5月改正法律第42号)			1	1	1	40	1	85	(85)	1-1-1-40	宅地造成及び特定盛土等規制法(令和4年5月改正法律第55号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	86	(86)	1-1-1-38	地方税法(令和4年3月改正法律第1号)			1	1	1	40	1	86	(86)	1-1-1-40	地方税法(令和6年6月改正法律第52号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	38	1	87	(87)	1-1-1-38	水道法(令和元年6月改正法律第37号)			1	1	1	40	1	87	(87)	1-1-1-40	水道法(令和5年5月改正法律第36号)			諸法令の改定に伴う
1	1	1	45	3			3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和3年6月改正法律第52号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。			1	1	1	47	3			3.著作権法に規定される著作物	発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正法律第55号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。			適用すべき諸基準類との整合
1	2	5	1	1			1-2-5-1	JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書A(レディーミクストコンクリート用骨材)			1	2	5	1	1			1-2-5-1	JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書JA(レディーミクストコンクリート用骨材)			JIS 改正
1	2	5	3	1			表2-4再生碎石の粒度	[注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。			1	2	5	3	1			表2-4再生碎石の粒度	[注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む解碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。			諸基準類との整合
1	2	5	3	1			表2-6再生粒度調整碎石の粒度	[注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。			1	2	5	3	1			表2-6再生粒度調整碎石の粒度	[注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む解碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。			諸基準類との整合

現行										改定										備考
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文			
1	2	5	4		1		1-2-5-4	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-13の規格に適合するものとする。	1	2	5	4				1-2-5-4	再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表2-13、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表2-14とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。	実態を踏まえた規定の変更		
1	2	5	4		2		1-2-5-4	表2-13 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	1	2	5	4				1-2-5-4	表2-13 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質	諸基準類の改定にともなう		
1	2	5	4		3		1-2-5-4		1	2	5	4				1-2-5-4	表2-14 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質	図表の追加		
1	2	5	4		表2-13アスファルトコンクリート再生骨材の品質	1-2-5-4	旧アスファルトの含有率%:3.8以上 旧アスファルトの性状:針入度1/10mm:20以上 旧アスファルトの性状:圧裂係数Mpa/mm:1.7以下 骨材の微粒分量%:5以下 [注1]アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 [注2]アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~13mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。 [注3]アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてよい。また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられる場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 [注4]アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注5]骨材の微粒分量試験はJIS A 1103(骨材の微粒分量試験方法)により求める。 [注6]アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度が	1	2	5	4				表2-13針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質	1-2-5-4	項目:目標値 旧アスファルトの含有率%:3.8以上 旧アスファルトの針入度(25°C)1/10mm:20以上 骨材の微粒分量%:5以下 [注1]アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 [注2]アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度及び骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてよい。 [注3]旧アスファルトの含有量及び骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4]骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 [注5]アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。	諸基準類との整合		

現行										改定										備考
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文			
						---			1	2	5	4			表2-14圧裂 係数を適用 するアスファ ルトコンクリ ート再生骨 材の品質	1-2-5-4	項目:目標値 旧アスファルトの含有率%:3.8以上 アスファルトコンクリート再生骨材の圧縮係数 (25°C)Mpa/mm:1.7以下 骨材の微粒分量%:5以下 [注1]アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。 [注2]アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量及び骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてよい。 [注3]旧アスファルトの含有量及び骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4]アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5mmと5~0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率(ノギスを用いる場合は9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%)を超えた場合、圧裂試験に供することができない。 [注5]骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。 [注6]アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度が	諸基準類との整合		
1	2	5	6	1		表2-16舗装用石油アスファルトの規格	1-2-5-6	[注]各種類とも120°C、150°C、180°Cのそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。	2	2	3	6	1		表2-17舗装用石油アスファルトの規格	2-2-3-6	[注1]各種類とも120°C、150°C、180°Cのそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。 [注2]舗装用の新アスファルトである120~150、150~200、200~300は、「JIS K 2207:2006石油アスファルト」とは引火点が異なる。	諸基準類との整合		
1	2	8	1	2		2.セメントの貯蔵	1-2-8-1	受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	1	2	8	1	2		2.セメントの貯蔵	1-2-8-1	受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	諸基準類の改定に伴う		
1	2	8	3			5.急結剤	1-2-8-3	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定]JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」土木学会、2018年10月の規格に適合するものとする。	1	2	8	3			5.急結剤	1-2-8-3	急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]JSCE-D 102-2023 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」土木学会、2023年9月の規格に適合するものとする。	発行に伴う修正		
1	2	8	4	1		1.練混ぜ水	1-2-8-4	コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書C(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	1	2	8	4	1		1.練混ぜ水	1-2-8-4	コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書JC(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	JIS改正		
1	2	10	3			1-2-10-3		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正政令第51号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-25、表2-26、表2-27の規格に適合するものとする。	1	2	10	3				1-2-10-3	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-26、表2-27、表2-28の規格に適合するものとする。	諸法令の改定に伴う		

現行							改定							備考				
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	
1	2	10	3			表2-27 再生用添加剤の標準的性状	1-2-10-3	組成(石油学会規格JPI-5S-70-10)	1	2	10	3			表2-28 再生用添加剤の標準的性状	1-2-10-3	組成(石油学会規格JPI-5S-77-19)	諸基準類との整合
1	3	2	1		12		1-3-2-1	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)	1	3	2	1		12		1-3-2-1	国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	適用すべき諸基準類との整合
1	3	2	1		13		1-3-2-1	環境省 水質汚濁に係る環境基準(環境省告示第62号)(令和3年10月)	1	3	2	1		13		1-3-2-1	環境省 水質汚濁に係る環境基準(令和5年3月13日 環境省告示第6号)(令和5年3月)	発行年月の修正
1	3	2	1		26		1-3-2-1	日本道路協会 補装再生便覧(平成22年11月)	1	3	2	1		26		1-3-2-1	日本道路協会 補装再生便覧(令和6年3月)	適用すべき諸基準類との整合
1	3	2	1		28		1-3-2-1	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)	1	3	2	1		28		1-3-2-1	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版](令和5年2月)	発行に伴う修正
1	3	2	1		40		1-3-2-1	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月)	1	3	2	1		40		1-3-2-1	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(令和5年4月)	発行年月の修正
1	3	2	1		41		1-3-2-1	厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(平成21年4月)	1	3	2	1		41		1-3-2-1	厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン(令和5年12月)	適用すべき諸基準類との整合
1	3	2	1		42		1-3-2-1	土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定](2018年10月)	1	3	2	1		42		1-3-2-1	土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定](2023年9月)	発行に伴う修正
1	3	3	4	1			1-3-3-4	矢板とは、鋼矢板、軽量鋼矢板、コンクリート矢板、広幅鋼矢板及び可とう鋼矢板をいうものとする。	1	3	3	4	1			1-3-3-4	矢板とは、鋼矢板、軽量鋼矢板、アルミ矢板、コンクリート矢板、広幅鋼矢板及び可とう鋼矢板をいうものとする。	条文の修正
1	3	3	14	2			1-3-3-14	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定]」(土木学会、2018年10月)における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	3	3	14	2			1-3-3-14	なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正
1	3	3	25	1		1.一般事項	1-3-3-25	受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鉄物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図3-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。	1	3	3	25	1		1.一般事項	1-3-3-25	受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。	実態を踏まえた規定の変更
1	3	3	25			図3-2 銘板の寸法及び記載事項	1-3-3-25	※板厚8mm、字厚mm、計13mm	1	3	3	25			図3-2 銘板の寸法及び記載事項	1-3-3-25	※板厚3mm	現場実装との整合
1	3	6	3	2		事前審査認定書	1-3-6-3	事前審査による認定証の提出	1	3	6	3	2		事前審査認定書	1-3-6-3	事前審査による認定書の提出	諸基準類との整合
1	3	6	3	11		11.アスファルト安定処理の材料規格	1-3-6-3	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-21、表3-22の規格に適合するものとする。	1	3	6	3	11		11.アスファルト安定処理の材料規格	1-3-6-3	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは、1-2-5-3アスファルト舗装用骨材の5.鉄鋼スラグの規格(路盤材用)の表2-10鉄鋼スラグの規格に適合するものとする。 また、アスファルトコンクリート再生骨材は1-2-5-4アスファルト用再生骨材の表2-13針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表2-14圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。	適用すべき諸基準類との整合及び条文の追加
1	3	6	3	11			1-3-6-3	表3-21 鉄鋼スラグの品質規格							---		表の削除	
1	3	6	3	11			1-3-6-3	表3-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質							---		表の削除	

現行										改定										備考
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文			
1	3	6	3	15		15.適用規格 (再生アスファルト(2))	1-3-6-3	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、平成22年11月)による。	1	3	6	3	15		15.適用規格 (再生アスファルト(2))	1-3-6-3	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧(日本道路協会、令和6年3月)による。	適用すべき諸基準類との整合		
1	3	6	3	22		22.プライムコート用石油アスファルト乳剤	1-3-6-3	プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-3の規格に適合するものとする。	1	3	6	3	22		22.プライムコート用石油アスファルト乳剤	1-3-6-3	プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-3の規格に適合するものとする。 プライムコートの散布量は、設計図書に明示のない場合、1.2L/m ² とする。	条文の追加		
1	3	6	3	23		23.タックコート用石油アスファルト乳剤	1-3-6-3	タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-4の規格に適合するものとする。	1	3	6	3	22		22.プライムコート用石油アスファルト乳剤	1-3-6-3	タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-4の規格に適合するものとする。 タックコートの散布量は、設計図書に明示のない場合、0.4L/m ² とする。	条文の追加		
1	3	6	8	4		4.適用規定	1-3-6-8	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	3	6	8	4		4.適用規定	1-3-6-8	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第9章9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第10章 10-3-7施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合		
1	3	6	9	2		2.適用規定 (2)	1-3-6-9	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	3	6	9	2		2.適用規定 (2)	1-3-6-9	受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-8施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準類との整合		
1	3	6	11	6			1-3-6-11	表3-2-32(2)シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質								---		削除		
1	3	6	11	6			1-3-6-11	表3-32(2)シート系床版防水層プライマーの品質								---		表の削除		
1	3	6	12	9	1		1-3-6-12	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	1	3	6	12	9	1		1-3-6-12	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合		
1	3	10	5	3		3.適用規定	1-3-10-5	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、平成22年6月)の規定による。	1	3	10	5	3		3.適用規定	1-3-10-5	受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。	適用すべき諸基準類との整合		
1	3	10	23				1-3-10-23	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関する ガイドライン」(厚生労働省、平成21年4月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	1	3	10	23				1-3-10-23	受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関する ガイドライン」(厚生労働省、令和5年12月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	適用すべき諸基準類との整合		

現行										改定										備考
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文			
1	3	14	2	6		図3-6 耳芝	1-3-14-2	図の変更 	1	3	14	2	6		図3-6 耳芝	1-3-14-2	図の変更 		現場実装との整合	
1	3	17	2	1			1-3-17-2	なお、薬剤については農薬取締法(令和元年12月改正法律第62号)に基づくものでなければならぬ。	1	3	17	2	1			1-3-17-2	なお、薬剤については農薬取締法(令和5年5月改正法律第36号)に基づくものでなければならない。		諸法令の改定に伴う	
1	5	1	3			3.適用規定(2)	1-5-1-3	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定]」(土木学会、2018年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	5	1	3			3.適用規定(2)	1-5-1-3	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会コンクリート標準示方書[2023年制定](施工編)」(2023年9月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		発行に伴う修正	
1	5	2	1				1-5-2-1	土木学会コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定](2018年3月)	1	5	2	1				1-5-2-1	土木学会コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定](2023年9月)		発行に伴う修正	
1	5	2	1				1-5-2-1	土木学会コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定](2018年3月)	1	5	2	1				1-5-2-1	土木学会コンクリート標準示方書(設計編)[2023年制定](2023年3月)		発行に伴う修正	
1	5	3	1			1.図般事項	1-5-3-1	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正法律68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	1	5	3	1			1.図般事項	1-5-3-1	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。		適用すべき諸基準類との整合	
1	5	5	4	2	(5)	表5-2 計量値の許容差	1-5-5-4	最大値(%) ※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内	1	5	5	4	2	(5)	表5-2 計量値の許容差	1-5-5-4	計量値の許容差(%) ※高炉スラグ微粉末の計測値の許容差の最大値は、1(%)以内とする。		諸基準類の改定に伴う	
1	5	5	4	2	6	2.材料の計量	1-5-5-4	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。	1	5	5	4	2	6	2.材料の計量	1-5-5-4	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5-2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。		諸基準類の改定に伴う	
1	5	6	9	2		2.湿潤状態の保持	1-5-6-9	なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表5-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関する監督員と協議しなければならない。	1	5	6	9	2		2.湿潤状態の保持	1-5-6-9			諸法令の改定に伴う	
1	5	6	9	2			1-5-6-9	表5-3 コンクリートの標準養生期間	1	5	6	9	2			1-5-6-9	表5-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安		諸法令の改定に伴う	
1	5	6	9	2		2.湿潤状態の保持	1-5-6-9	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-3を標準とする。	1	5	6	9	2		2.湿潤状態の保持	1-5-6-9	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-3を目安とする。		諸基準類の改定に伴う	

現行								改定								備考				
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書見出し	条文		編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書見出し	条文		
1	5	6	9	2		表5-3 コンクリートの養生期間	1-5-6-9	表5-3 コンクリートの養生期間		1	5	6	9	2		表5-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安	1-5-6-9	表5-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安 中庸熱ポルトランドセメント 15°C以上:8日以上、 10°C以上:9日、5°C以上:12日 低熱ポルトランドセメント 15°C以上:10日、10°C 以上:※、5°C以上:※ ※15°Cより低い場合での使用は、試験により定め る。		諸基準類の改定に伴う
1	5	7	3	3		3.鉄筋の曲げ半径	1-5-7-3	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		1	5	7	3	3		3.鉄筋の曲げ半径	1-5-7-3	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「土木学会コンクリート標準示方書(設計編)[2023年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2023年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		発行に伴う修正
1	5	9	2	3		3.打設時のコンクリート温度	1-5-9-2	打設時のコンクリート温度は、35°C以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。		1	5	9	2	3		3.打設時のコンクリート温度	1-5-9-2	打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38°Cとし、それ以外の場合は35°Cとする。		諸基準類の改定に伴う
1	5	10	2	1		(1)	1-5-10-2	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。		1	5	10	2	1		(1)	1-5-10-2	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。		諸基準類の改定に伴う
1	5	12	2	7		7.水中コンクリートの打設方法	1-5-12-2	受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。		1	5	12	2	7		7.水中コンクリートの打設方法	1-5-12-2	受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難い場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。		諸基準類の改定に伴う
1	5	12	2	9	1	(1)	1-5-12-2	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。		1	5	12	2	9	1	(1)	1-5-12-2	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。		諸基準類の改定に伴う
1	5	12	3	1		1.一般事項	1-5-12-3	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などをを行わなければならない。		1	5	12	3	1		1.一般事項	1-5-12-3	受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。		諸基準類の改定に伴う
1	5	12	3	2		2.水平打継目の設置位置	1-5-12-3	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干溝差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		1	5	12	3	2		2.水平打継目の設置位置	1-5-12-3	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干溝差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		諸基準類の改定に伴う
1	5	13	3	3	3	材料の計量及び練混ぜ	1-5-13-3	ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。		1	5	13	3	3	3	材料の計量及び練混ぜ	1-5-13-3	ただし、水及び混和剤溶液は1-5-5-4 材料の計量及び練混ぜ、表5-2 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。		諸基準類の改定に伴う
2	1	2	1			適用すべき諸基準	2-1-2-1	—		2	1	2	1			適用すべき諸基準	2-1-2-1	配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格(PTC)		追加
2	3	2	4	2		掘削工	2-3-2-4	2.掘削寸法は、設計図書によるものとし、特に明示されていない場合は、監督員と協議しなければならない。								---	条文の削除			

現行								改定								備考				
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文		編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文		
2	3	2	5			土留工	2-3-2-5			2	3	2	5	5		土留工	2-3-2-5	5. 矢板建込工法の施工に当たっては、以下によること。 (1) 矢板は余掘りをしないように掘削の進行に合わせて垂直に建て込むものとし、矢板先端を掘削底面下20cm程度貫入させなければならない。 (2) 矢板と地山の間隙は、砂詰め等により裏込めを行わなければならない。 (3) 矢板は、原則として埋戻しの終了後静的に引抜くこと。	特記仕様書から移動	
2	3	2	8			路盤工、仮舗装工	2-3-2-8	路盤工、仮舗装工については、第1編第3章第6節一般舗装工の規定によるものとする。		2	3	2	8			路盤工、仮舗装工	2-3-2-8	路盤工、仮舗装工については、第1編第3章第6節一般舗装工の規定によるものとする。ただし、仮舗装工の突固回数については、50回とする。	実態に沿った改定	
2	3	2	12	4		撤去品	2-3-2-12	4. 給水管取付け替えにおいて、不要となった既設の止水栓鉄蓋及び止水栓ボックスは、監督員の指示があった場合、清掃して指定する場所へ搬入しなければならない。								---		条文の削除		
2	3	2	13	8		管の据付	2-3-2-13	8. ダクタイル鋳鉄管の直管を使用して曲げ配管を行わなければならない場合は、監督員の承諾を得てから継手の持つ許容曲げ角度以内で施工しなければならない。								---		他基準等によるため、削除		
2	3	2	14	2			2-3-2-14	配管技能者は、主に管の芯出し、据付け接合等を行うものとし、広島市水道局認定の配管工資格又はこれと同等と認められる資格を有し、かつ、発注者が適当と認めた者でなければならない。		2	3	2	14	2			2-3-2-14	配管技能者は、主に管の芯出し、据付け接合等を行うものとし、広島市水道局認定の配管工(広島市配管工)、公益社団法人日本水道協会の配管工技能講習会修了者、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の日本ダクタイル鉄管協会接合講習会修了者(平成19年以後に開催の継手接合研修会は除く。)のいずれかの資格を有し、かつ、発注者が適当と認めた者でなければならない。	具体的な要件を明記	
2	3	2	16	1	1	ダクタイル鋳鉄管の接合	2-3-2-16	1. 一般事項 (1) 接合に先立ち、挿し口部の外面、受口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物を完全に取り除いておかなければならぬ。								---		他基準等によるため、削除		
2	3	2	16	1	2	ダクタイル鋳鉄管の接合	2-3-2-16	(2) 管の接合は、管体と押輪類との間隙を均一とし、ボルト・ナットの締付けは、上下、両横、対角線の順に行い、片締めにならないよう締付け力を一定に行わなければならない。								---		他基準等によるため、削除		
2	3	2	16	1	3	ダクタイル鋳鉄管の接合	2-3-2-16	(3) ボルト・ナット及びボルト挿入穴は、接合前に十分清掃点検しておかなければならぬ。								---		他基準等によるため、削除		
2	3	2	16	1	4	ダクタイル鋳鉄管の接合	2-3-2-16	(4) 接合後漏水するときは、接合部を取り外し、十分清掃のうえ、やり直さなければならない。								---		他基準等によるため、削除		
2	3	2	16	1	5	ダクタイル鋳鉄管の接合	2-3-2-16	(5) 接合完了後、継手の状態を再確認し、管体外面の塗料の損傷箇所及び接合部分は、所定の防錆塗料を塗布しなければならない。								---		他基準等によるため、削除		
2	3	2	16	2	1	水道用硬質ポリ塩化ビニール管の接合	2-3-2-16	(1) 接合に先立ち、接合に必要な工具類を点検し、確認しておかなければならぬ。								---		他基準等によるため、削除		
2	3	2	16	2	1	水道用硬質ポリ塩化ビニール管の接合	2-3-2-16	(2) 接合に先立ち、挿し口部の外面、受口部の内面、ゴム輪などに付着している砂、油、その他の異物を完全に取り除いておかなければならぬ。								---		他基準等によるため、削除		

現行							改定							備考				
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	
2	3	2	16	2	2	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	2. 切断及び面取り (1) ゴム輪(RR)接合方式において、管の切断を行った場合、面取機やディスクサンダーなどを使って管厚の1/2(1/2 t)、約15°の面取りを行わなければならない。								---		他基準等によるため、削除
2	3	2	16	2	2	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(2) 接着(TS)接合方式において、管の切断を行った場合、面取器やヤスリなどを使って管外面の面取り(1~2mm)を行わなければならない。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	3	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	3. RRロング管の接合 RRロング受口部には、図3-4に示すI形とII形がある。 (1) 管の切断を行った場合、表3-2に示すℓ1、ℓ2の標線を、管の全周にわたって油性ペンなどで記入すること。								---		他基準等によるため、削除
2	3	2	16	2	3	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(2) 挿し口外面と受口内面を乾いたウエス等で清掃すること。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	3	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(3) ゴム輪及び挿し口に、硬質ポリ塩化ビニル管用の滑剤を塗布する。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	3	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(4) 管挿入は、挿入機(荷締機・レバーブロックなど)を使用し、大きな伸縮余裕と曲げ余裕をとるために、管挿入位置を示す標線の間で止めなければならない。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	3	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(5) 管挿入後、全円周にわたってゴム輪が正常な状態かどうかチェックゲージで確認しなければならない。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	4	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	4. RR管の接合 RR受口部には、図3-6に示すI形とII形がある。 (1) 管の切断を行った場合、表3-3に示すℓの標線を、管の全周にわたって油性ペン等で記入すること。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	4	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(2) 挿し口外面と受口内面を乾いたウエス等で清掃すること。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	4	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(3) ゴム輪及び挿し口に、硬質ポリ塩化ビニル管用の滑剤を塗布する。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	4	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(4) 接合にあたっては、挿入機(荷締機、レバーブロックなど)を使用し、管挿入位置を示す標線の間で止めなければならない。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	4	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(5) 管挿入後、全周にわたってゴム輪が正常な状態かどうかチェックゲージで確認しなければならない。							---		他基準等によるため、削除	

現行							改定							備考				
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	
2	3	2	16	2	5	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	5. 耐震金具及び離脱防止金具の装着 耐震金具は、ベンド管等の接合部に装着するスラスト防護用離脱防止 金具ではない。なお、RR ロング管の接合部に耐震金具を適用すれば、耐震性能を向上させることができ、RR ロング管と RR 管のベンド等の異形管には、スラスト防護のために離脱防止金具を装着すること。 (1) 耐震金具の装着(RR ロング管)								---		他基準等によるため、削除
2	3	2	16	2	5	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(2) 異脱防止金具の装着							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	5	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(3) 耐震金具及び離脱防止金具のボルト締付けトルクを表3-4 に示す。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	6	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	6. TS接合 (1) 管挿し込み標線は、受口長さを測り、管体に油性ペン等で記入すること。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	6	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(2) 接着剤塗布前に、管を継手に軽く挿入し、管が止まる位置(ゼロポイント)が受口長さの3分の1から3分の2の範囲であることを確認しなければならない。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	6	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(3) 継手内面及び管挿し口外面を乾いたウエス等で清掃すること。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	6	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(4) 接着剤は、継手内面、管挿し口の順に、塗りムラや塗り漏らしのないように、円周方向に薄く均一に塗布しなければならない。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	6	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(5) 接着剤を塗り終えたら、直ちに管を受け口にひねらず標線まで一気に挿入し、そのまま 30~60秒押さえる。たたき込みによる挿入は行ってはならない。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	6	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(6) 接合後、はみ出した接着剤は直ちにふき取り、その際接合部に無理な力を加えないようにすること。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	6	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(7) 接合後、通風などにより溶剤蒸気を排除すること。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2	6	水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16	(8) 接着剤は、JWWA S 101(水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接着剤)に適合するものを使用すること。 接着剤がゼラチン状のようになったものは使用してはならない。							---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	2		ダクタイル鉄管の接合	2-3-2-16	2. 継手用滑剤 継手用滑剤は、日本ダクタイル鉄管協会規格(JDPA) ダクタイル鉄管継手用滑剤 Z 2002-2010によることとし、ゴム輪に悪い影響を及ぼし、衛生上有害な成分を含むもの及び中性洗剤やグリース等の油類は使用してはならない。								---		他基準等によるため、削除
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(2) 管に傷がないかを点検し有害な傷がある場合は、その箇所を切断除去すること。							---		他基準等によるため、削除	

現行							改定							備考					
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文	編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書 見出し	条文		
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(3) 管端から測って規定の差込長さの位置に標線を記入し、削り残しや切削むらの確認を容易にするため、切削する面にマーキングすること。								---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(4) スクレーパを用いて管端から標線までの管表面を切削(スクリュー)すること。スピゴット継手類についても管と同様に取扱うこと。								---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(5) 切削面とEFソケット内面の受口全体をエタノール又はアセトン等を浸み込ませたペーパータオル等で清掃すること。清掃は、きれいな素手で行い、軍手等手袋の使用は厳禁である。								---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(6) 切削、清掃した管にEFソケットを挿入し、端面に沿って円周方向に標線を記入すること。								---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(7) EFソケットに双方の管を標線位置まで挿入し、固定クランプを用いて管とEFソケットを固定すること。								---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(8) EFソケットに一定の電力を供給するには、コントローラを使用すること。コントローラへの供給電源(発電機等)は、必要な電圧と電源容量が確保されていることを確認し、電源を接続、コントローラの電源スイッチを入れる。共用タイプ以外のコントローラはEF継手とコントローラが適合していることを確認すること。									---		他基準等によるため、削除
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(9) EFソケットの端子にコントローラ出力ケーブルのコネクタを接続し、コントローラに付属のバーコードリーダーで融着データを読み込むこと。								---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(10) EFソケットのインジケーターが左右とも隆起していることを確認すること。コントローラの表示が正常終了を示していることを確認すること。								---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(11) 融着終了後、表3-5に示す規定の時間、静置し冷却すること。冷却中は固定クランプで固定したままにし、接合部に外力を加えてはならない。								---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(12) 冷却終了後、固定クランプを取り外して接合作業を終了する。								---		他基準等によるため、削除	
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(13) 融着作業中のEF接合部では、水が付着することは厳禁である。水場では十分なポンプアップ、雨天時にはテントによる雨よけなどの対策を講じること。								---		他基準等によるため、削除	

現行								改定																備考								
編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書見出し	条文								編	章	節	条	項	項 以 下	編章節条(項目見出し)	共通仕様書見出し	条文								
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(14) 水圧試験は0.75MPaを上限とし、最後のEF接合が終了しクランプを外せる状態になってから、1時間以上経過して行うこと。 なお、メカニカル継手による接合の場合は、接合完了後すぐに水圧試験ができる。									---										他基準等によるため、削除					
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16	(15) 水圧試験は最大500mまでの区間で実施すること。 なお、詳細については「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル」(配水用ポリエチレンパイプシステム協会)を参照すること。									---										他基準等によるため、削除					
2	3	2	16	2		水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-16-2	1. 一般事項 水道用硬質ポリ塩化ビニル管の配管及び接合については、塩化ビニル管・継手協会発行の水道用硬質ポリ塩化ビニル管技術資料(施工編)に準拠するものほか、次によるものとする。 (1) 接合に先立ち、接合に必要な工具類を点検し、確認しておかなければならない。	2	3	2	17					水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2-3-2-17	1. 水道用硬質ポリ塩化ビニル管の配管及び接合については、塩化ビニル管・継手協会発行の水道用硬質ポリ塩化ビニル管技術資料(施工編)に準拠すること。										他基準等によるため、修正			
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16-3	2. 水道配水用ポリエチレン管の配管及び接合については、「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル」(配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC))に準ずるものほか、次によるものとする。 なお、「施工マニュアル」は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)ホームページよりダウンロードできる。	2	3	2	18	2			水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-18	2. 水道配水用ポリエチレン管の配管及び接合については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行の「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル」に準ずること。										他基準等によるため、修正				
2	3	2	16	3	2	水道配水用ポリエチレン管の接合	2-3-2-16-3	(16) 全ての接合か所について、点検表による接合管理を行い、工事日報に点検表を添付して監督員に提出すること。 なお、点検表は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)ホームページよりダウンロードできる。	2	3	2	18	4				2-3-2-18	4. 全ての接合か所について、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)のチェックシートによる接合管理を行い、工事日報にチェックシートを添付して監督員に提出すること。										表現修正				
2	3	2	17	2	1	既設管の撤去	2-3-2-17-2	1. 既設管の撤去にあたっては、埋設位置、管種、管径等を確認すること。また、管を撤去し再使用する場合は、継手の取外しを行い、管に損傷を与えないよう慎重に撤去しなければならない。	2	3	2	20	1		既設管の撤去	2-3-2-20	1. 既設管の撤去にあたっては、埋設位置、管種、管径等を確認すること。										実態に沿った修正					
2	3	2	17	2	2	既設管の撤去	2-3-2-17-2	(2) 石綿作業主任者技能講習を終了した者から、石綿作業主任者を選任し、「有資格者(変更)使用届」(技能講習終了証明書添付)を監督員に提出すること。	2	3	2	20	3	2	既設管の撤去	2-3-2-20	(2) 石綿作業主任者技能講習を終了した者から石綿作業主任者を選任し、技能講習終了証明書の写しを監督員に提出しなければならない。										修正					
							---							既設管との連絡	2-3-2-22	管切断、継手取外し及び栓取外しによる既設管との連絡作業及び連絡作業に伴う防護の取壊し等について、既設管の水の有無にかかわらず内圧がかかっている場合があるので、内圧がないことを確認した上で作業を行うこと。										特記仕様書から移動						
2	3	2	27			仕切弁鉄蓋表示	2-3-2-27	[注記] 設置するにあたっては、監督員と協議しなければならない。	2	3	2	32				2-3-2-32	[注記] 設置に当たっては、色及び設置の向きについて監督員と協議しなければならない。										具体的な内容明記					
2	3	2	31	4		地下埋設物標示鉄	2-3-2-31	4. 標示鉄の設置にあたっては、設置位置を事前に監督員に確認し	2	3	2	37	4			2-3-2-37	4. 標示鉄の設置に当たっては、設置位置及び向きを事前に監督員に確認し										内容追加					
2	3	11	1			道路復旧工事	2-3-11-1	道路の復旧は、道路法施行令第17条、各道路占用規則及び広島市が管理する道路は「復旧工事施行基準(広島市)」の規定によるもののほか、道路管理者の指示により施工するものとし、疑義が生じた場合は監督員に確認を求めなければならない	2	3	10	1			道路復旧工事	2-3-10-1	道路の復旧は、道路法施行令第17条、各道路占用規則及び広島市が管理する道路は「復旧工事施行基準(広島市)」([参考資料]資料1)の規定によるもののほか、道路管理者の指示により施工するものとし、疑義が生じた場合は監督員に確認を求めなければならない										参考資料として添付					